

第3章

重点プロジェクト

第1節 調布市の教育を取り巻く動向

第2節 7つの重点プロジェクト

第3章 重点プロジェクト

第1節 調布市の教育を取り巻く動向

調布市教育委員会の教育目標・基本方針を実現するために、教育プランでは必要な施策・主要事業を掲げ、施策・事業を展開しながら教育課題の改善に取り組みます。

施策の位置づけに当たっては、国や東京都の教育振興基本計画や社会状況などを勘案するとともに、調布市基本計画と整合を図りつつ、調布市特有の教育を取り巻く今日的・社会的な動向や学校を取り巻く複雑・多様化する課題等についての的確に把握しておく必要があります。

1 教育人口推計

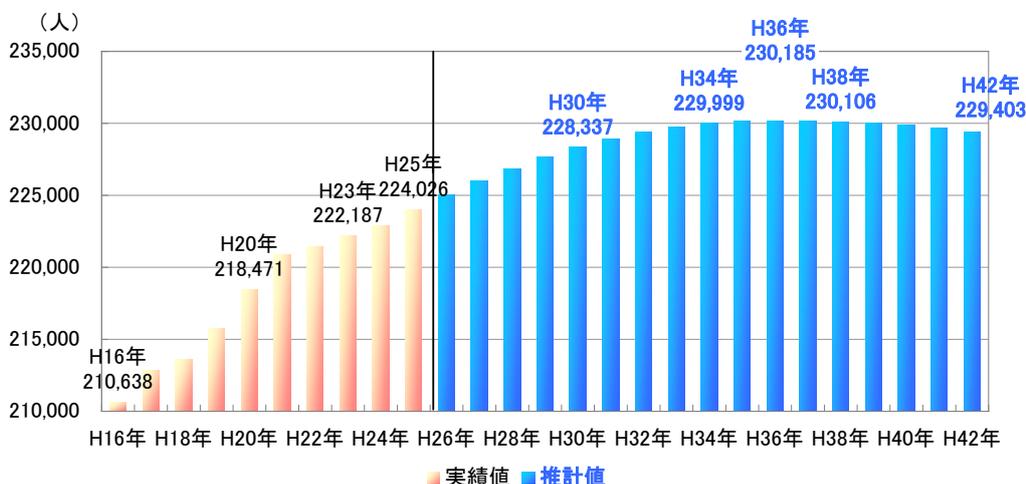
日本社会全体では、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進んでいます。一方、調布市では、出生が死亡を上回る自然増、転入が転出を上回る社会増が続いており、総人口は平成5年からの20年間で3万人近く増加し、市の将来人口推計（平成26年3月）では、今後もしばらくは人口増加が続き、平成36（2024）年の約23万人をピークに、減少に転じると見込んでいます。

平成25年1月1日現在の調布市の人口22万3,000人余を年齢別にみると、最も多い年齢層は40～44歳で2万人を超え、65歳以上の人口は全国的な増加傾向と同様増加が続いていますが、14歳以下は、全国的な減少傾向と異なり、微増傾向となっています。

なお、平成25年から平成42年に向け、75歳以上の人口は1万人以上増加する一方、15歳以上64歳以下の人口が5,000人以上減少することが見込まれています。

こうした中、平成26年9月に教育委員会が推計した教育人口（市立小・中学校児童・生徒数）推計結果では、平成27年度から平成31年度までの5年間で平成26年度に比べ、小学校は児童数682人・16学級の増加、中学校は生徒数129人・2学級の増加を予測しています。調布市の教育人口は、地域や学校ごとに増減の差異はありますが、全体として、中長期的には減少見込みである一方、短期的には増加傾向にあります。

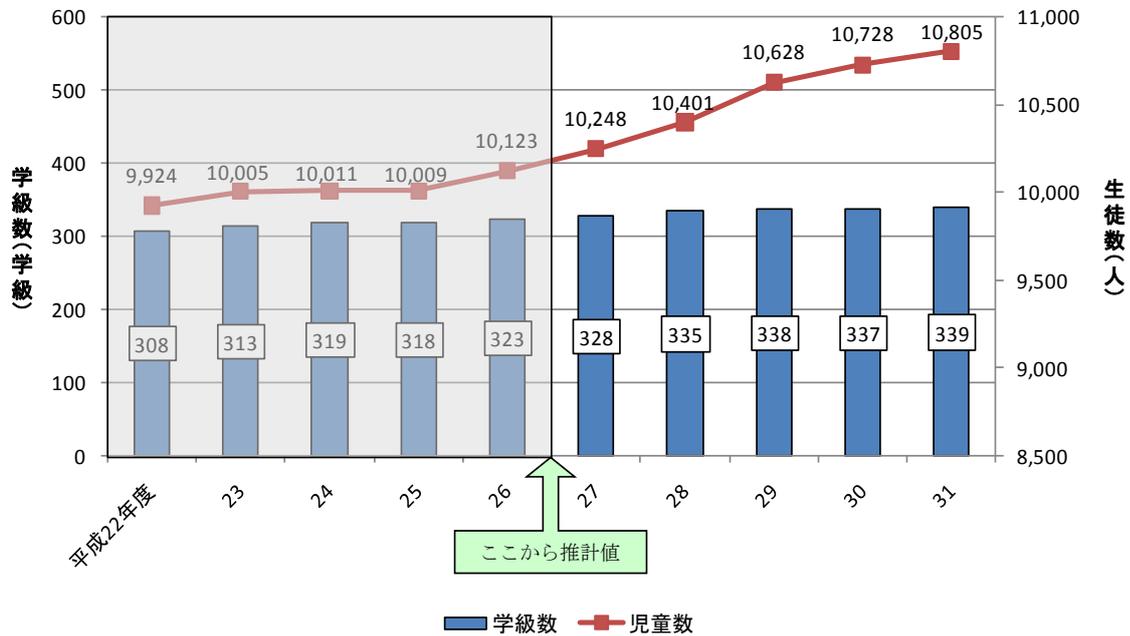
<調布市の将来人口推計(まちづくりデータブック2013抜粋)>



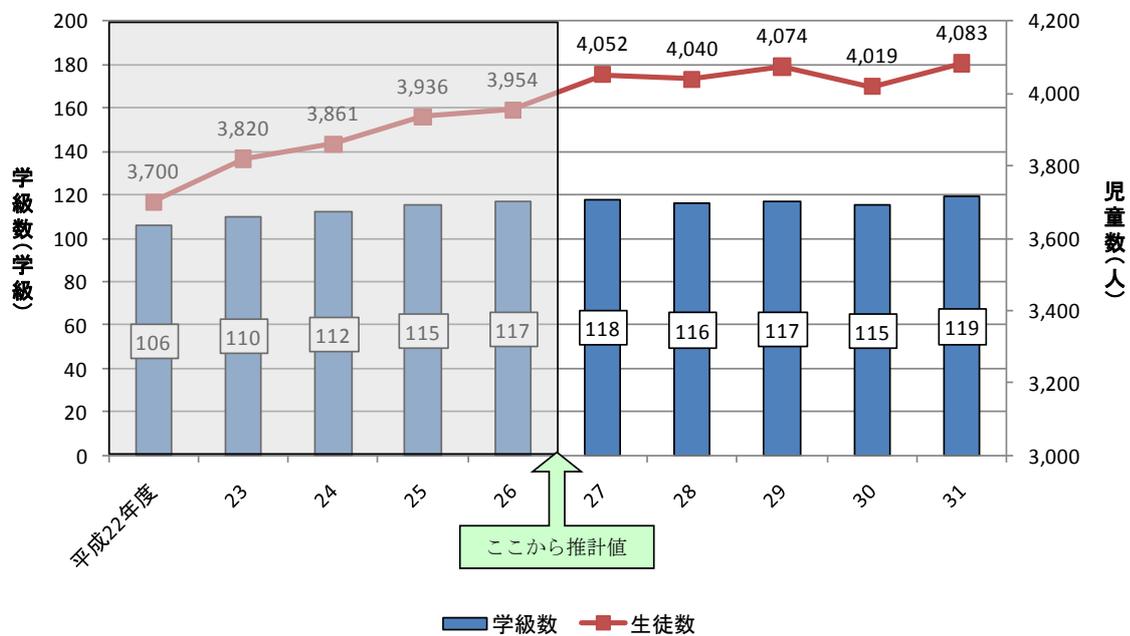
※ 各年10月1日現在、外国人を含む

※ 推計値は、平成25年10月1日を基準とした人口推計

<市立小学校児童の人口推計グラフ(平成26年度調布市教育人口等推計報告書より抜粋)>

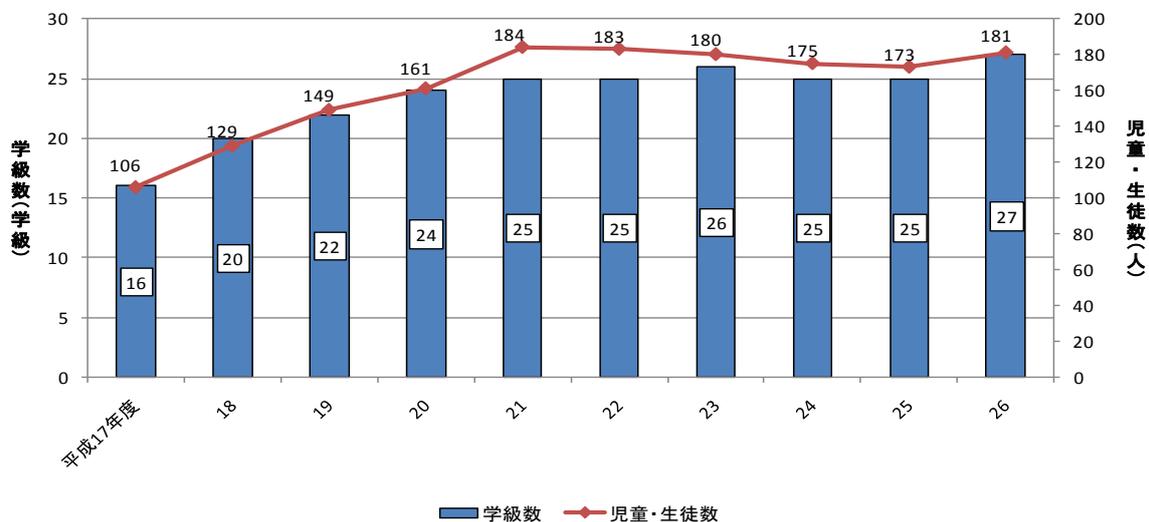


<市立中学校生徒の人口推計グラフ(平成26年度調布市教育人口等推計報告書より抜粋)>

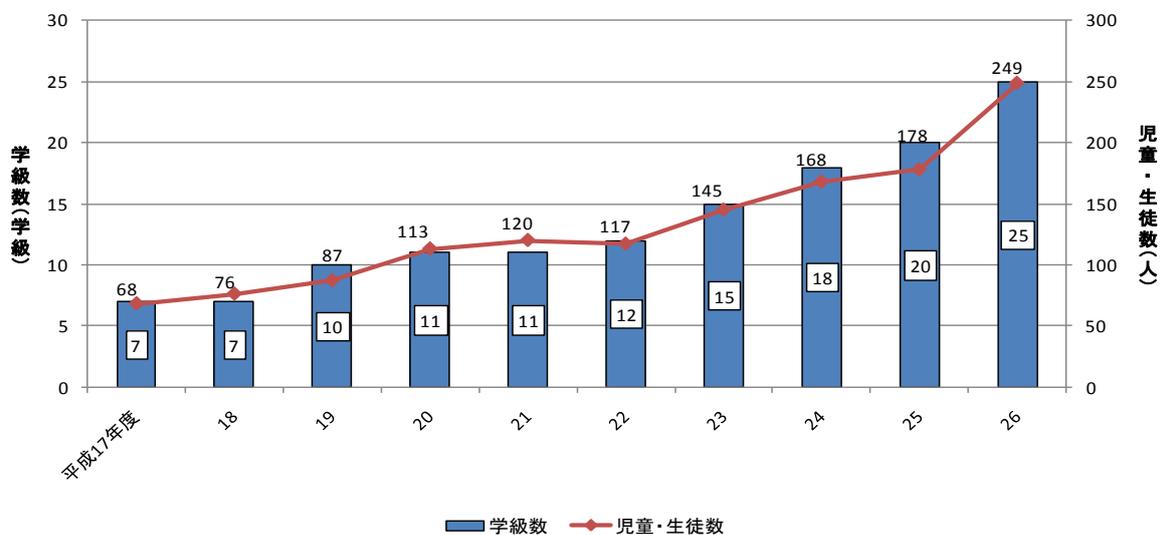


また、特別な支援を必要とする児童・生徒数も増加することが見込まれることや、特別支援学級のうち、情緒障害等通級指導学級への入級希望者の増加が今後も推測されることから、教室等を含めた教育環境の整備を進めることが求められます。

＜市立小・中学校における特別支援学級数等の推移(調布市教育委員会調べ)＞



＜市立小・中学校における通級指導学級数等の推移(調布市教育委員会調べ)＞



2 施設老朽化

学校施設は、児童・生徒が安全かつ良好な環境の中で学ぶことができるよう、調布市基本計画及び調布市公共建築物維持保全計画※に基づき、計画的な改修に取り組んできました。

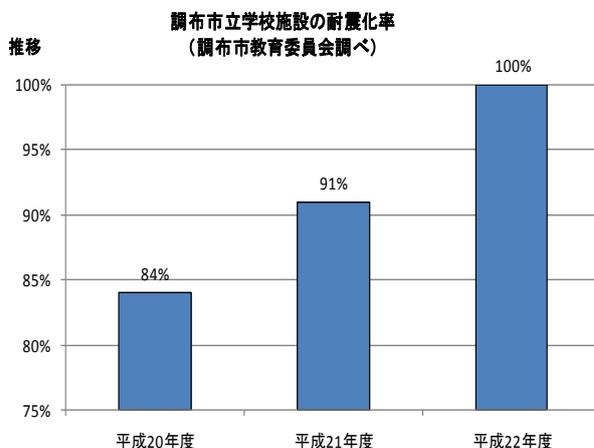
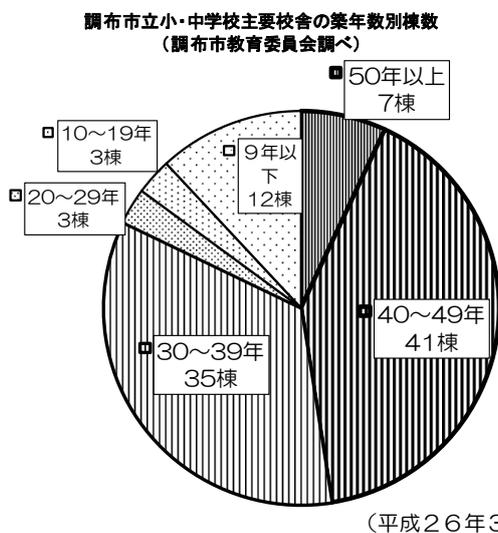
しかしながら、中学校給食の開始に向けた改修、耐震化の促進、普通教室への空調設備の導入、不足教室対策などの緊急課題に優先的に取り組んだことから、学校施設の維持保全については、当該施設の現況を把握したうえで、一部計画どおりに実施することができない状況となりました。

そうした中、近年、全国的に台風による大雨や強風、ゲリラ豪雨などの異常気象による被害が発生しており、平成26年6月には、市内でも局地的な降ひょうにより学校施設等において雨漏りなどの被害が発生しました。

調布市では、こうした施設老朽化の現状に鑑みて、基本計画の時点修正にあわせて、学校施設等の老朽化対策を最重要課題の一つとして位置付け、施設の老朽化及び安全対策に計画的かつ実効性をもって取り組むこととしております。

また、公共建築物維持保全計画においては、構造躯体の計画更新年数※を65年としています。学校施設の現状は、昭和39年の東京オリンピック開催以降、高度経済成長期の急激な人口増加に伴う学校建設により、築40年以上を経過している施設が約半数を占めています。なかでも、築40～49年の建物は41棟、築30～39年では35棟と、一斉に更新期を迎えることとなります。こうした現状を踏まえ、学校施設の安全を第一として施設の建替えや長寿命化対策の検討が急務となっています。

学校施設及び社会教育施設は、子どもや市民の学習の場であるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割や避難所としての役割を担っています。そのため、施設整備に当たっては、教育人口推計や学校の運営状況、施設の利用状況や管理状況などを十分に考慮するとともに、避難所機能の充実やバリアフリー化などの観点を踏まえ、地域の実情や施設の実態調査に基づく計画的な整備を実施していく必要があります。



※ 100㎡未満の建物及び倉庫等は棟数には含めていない。
 ※ 体育館を含まない。

3 子どもの安全・安心

(1) 子どもの安全の確保

子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けるためには、児童・生徒等の安全が確保される必要があります。

そのうえで、学校教育においては、児童・生徒一人一人が、生涯にわたって自らの安全を確保することのできる基礎的な力を身に付けることが求められています。

児童・生徒の安全を取り巻く現状や課題としては、自然災害に関しては、東日本大震災の教訓をもとに、教育委員会では、毎年4月の第4土曜日を調布市防災教育の日^{*}とし、子どもたちが「命の尊さ」について考え、自助・共助の大切さなどを学ぶための防災教育を実施するとともに、保護者をはじめ地域の方々を対象にした防災に関する公開講座の実施や、学校震災時対応シミュレーション^{*}などを基にした実効的な防災訓練・避難所開設運営訓練を行っています。今後も、消防・警察など関係機関と相互に連携・協力しながら、より実効的な訓練となるよう、市・学校・地域が一体となって地域の防災力を高める取組を行っていく必要があります。

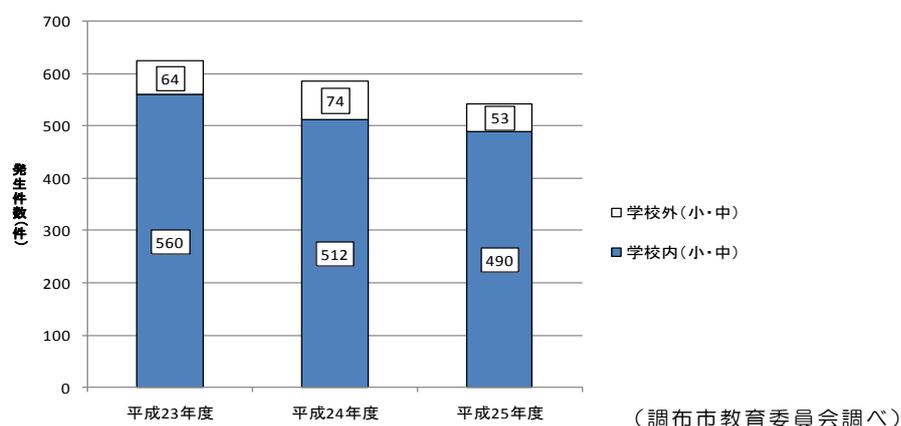
学校管理下における事故に関しては、小学校では休憩時間中を中心に、中学校では課外活動などにおいて、負傷事故（骨折、挫傷、打撲など）が発生しており、学校現場としても事故防止に苦慮している現状があります。とりわけ、平成24年12月に調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童の死亡事故については、事故を風化させることなく、再発防止に向けた取組を継続していく必要があります。

交通安全に関しては、児童・生徒が交通事故に合うことがないように、警察等の協力もいただきながら、交通安全教育に取り組んでいます。なお、近年、自転車に乗った児童・生徒が加害者となる事例も見受けられることから、自転車乗車にかかわる交通ルール等の徹底が求められています。

さらに、学校に不審者が侵入して児童・生徒や教職員の安全を脅かす事件や、通学路等における児童・生徒に対する声掛け事案、学校周辺における強盗事件の発生など、子どもたちの安全を脅かす犯罪などの事件も発生しており、大きな社会問題となっています。

このように、学校の内外で起きる事件・事故・災害や新たな感染症等による児童・生徒の被害を最小限に止められるよう、これまでの事故等の教訓を生かして、日頃の生活安全指導や安全教育の充実、情報共有の徹底を図るなど、学校・教育委員会が一体となって、子どもたちの安全の確保を第一に、組織として危機管理に取り組むことが求められます。

<調布市立小・中学校における児童・生徒の災害傷病発生状況>



(2) 安心して学ぶことができる教育環境

昨今、学校教育を取り巻く課題として、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案や子どもの生命・身体の安全が損なわれるような事案が全国的に発生しています。

また、経済格差の進行により、教育にも格差の再生産や固定化への影響が見られ、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しています。

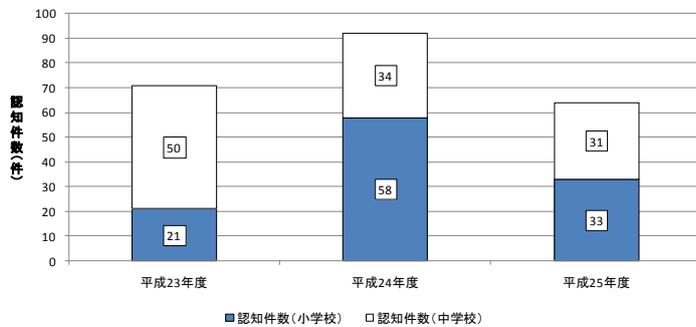
政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準となるなど、深刻な状況であることから、平成26年8月29日には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、子供の貧困対策を総合的に推進することが打ち出されました。

国の第2期教育振興基本計画では、こうした状況が一人一人の意欲の減退や社会の不安定化につながり、東日本大震災により、深刻な状況が一層、顕在化、加速化していると捉えています。

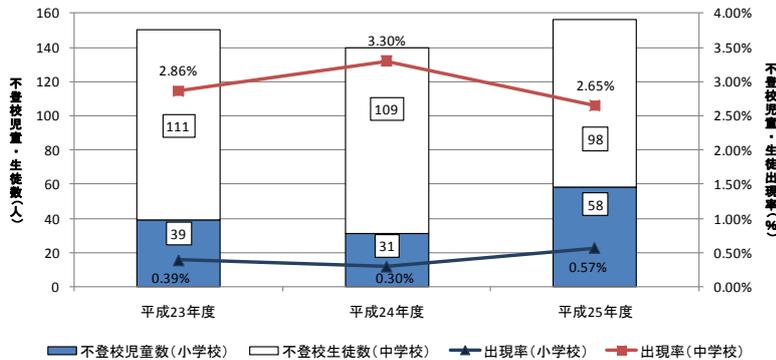
いじめや、不登校、貧困など多様な要因から、学校における「学び」に困難を抱える子どもたちに対し、徳・知・体の調和の取れた成長を促し生きる力や自立心を育む指導、一人一人の「個」に応じたさまざまな支援を図ることが求められています。

未来を担う子どもたちが、家庭の状況や発達の状況等にかかわることなく、意欲・能力等に応じて安心して学ぶことができる教育環境を、関係機関との連携を通じて整備する必要があります。

＜調布市立小・中学校におけるいじめの認知件数等＞



＜調布市立小・中学校における不登校児童・生徒数等＞

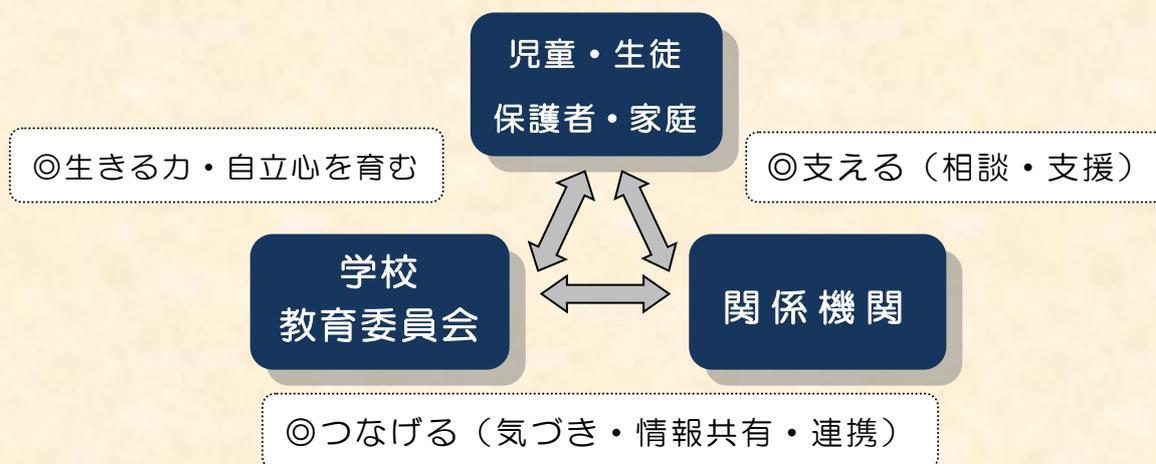


※ 出現率：不登校児童・生徒数÷児童・生徒総数×100

(出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

安心して学ぶことができる教育環境の整備

～「支える」「つなげる」「生きる力・自立心を育む」取組の充実～



◎「支える」取組

学校における子どもたち一人一人の様子を的確に捉え、教育活動や生活指導を行うとともに、家庭環境や生活背景等を組織的に把握し、子どもや家庭に対する必要な支援を行う。

- 就学支援
- 地域による学習支援
地域人材・学校ボランティア等を活用した教育支援，学校支援地域本部^{*}による支援，幼・保・小及び小・中連携の推進
- 個に応じた支援
スクールカウンセラー^{*}・スクールソーシャルワーカー^{*}・スクールサポーター^{*}の配置，メンタルフレンド・テラコヤスイッチ^{*}の実施
- 教育相談の充実

◎「つなげる」取組

学校だけでは、解決できない課題について、子どもたちのことを第一に考えながら、行政や関係機関が連携・協力を図る。

- スクールソーシャルワーカーの活用による学校と福祉機関の連携
- 子どもの学習支援や居場所づくり等の活動を行うNPO等との連携
- 市の福祉部門や子ども家庭支援センター，児童相談所，養護施設等の関係機関との連携 など

◎「生きる力・自立心を育む」取組

学力の保障，キャリア教育などを通じて「生きる力」の育成を図る。

- 学校における学習支援の充実，適切な学習機会の確保
- 特別支援教育の充実，適応指導学級・相談学級等の運営 など

4 生涯学習・社会教育

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、人と人とのつながりが希薄になる中、少子高齢化の進行や、平成23年3月1日に発生した東日本大震災により、これまで以上に人と人とのつながりや地域の「絆」の大切さが再認識されるようになりました。

こうした社会状況の変化のもと、いま、より豊かで充実した生活を送るために市民と一緒につくる、地域を担う市民を育てる社会教育の大切さを再認識することや、生涯にわたって学習機会が提供され、学習の成果を地域に生かし、互いに学び合うことでコミュニティの形成につなげる生涯学習社会の実現が求められています。

調布市においては、生涯学習振興プランや社会教育計画を定め、取組を着実に進めながら、新たな社会状況に柔軟に対応する生涯学習・社会教育事業を推進していく必要があります。また、施設については、利用者の視点を踏まえた効果的・効率的な運営や計画的な整備を進めていく必要があります。

生涯学習・社会教育の推進

- ライフステージや意欲・能力等に応じた学習機会の提供・学習活動の支援
- 社会的に困難を抱える子ども・若者たちへの世代を超えた支援
- 自助・共助・互助・協働のまちづくりの推進
- 学校教育との連携・家庭教育への支援



▲調布市生涯学習振興プラン
(平成25～34年度)



▲調布市社会教育計画
(平成25～34年度)

5 開かれた教育行政

平成24年度に、調布市立学校において、食物アレルギーに起因する児童の死亡事故や、担任教員による児童への暴言等による不適切な指導など、調布市の教育行政の信頼を損なう事案が発生・発覚しました。

調布市教育委員会は、こうした事故や事案を二度と起こさないための再発防止策の徹底を図るとともに、教育委員会と学校、保護者との情報の共有に努めているところです。

また、昨今のいじめや体罰による子どもの自殺事件が発生した際の教育委員会や学校の対応の遅れが指摘されたことなどを受け、平成26年6月20日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方教育行政における責任体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進めることとなりました。

こうしたことから、法改正に合わせた組織体制の整備や関連例規の整備を図るとともに、その機能、役割及び活動のあり方など、あるべき姿を常に見詰め、市民に信頼される教育行政の執行機関として改革・改善に努め、学校・家庭・地域と連携して、市民に開かれた教育行政を推進していく必要があります。

一方、学校現場を取り巻く課題が複雑化・多様化するなか、教職員には、授業・生活指導・学校行事・部活動のほか、保護者への対応や地域との連携などの活動についても、適切な対応が求められています。開かれた教育行政のもと、こうした学校を取り巻く状況を的確に把握しながら、教職員の資質向上や負担軽減に努め、その指導力を十分に発揮できるような学校環境を整えるとともに、学校評価のしくみの改善や学校経営支援の充実に取り組んでいく必要があります。

教育委員会制度改革

- 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- 市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置
- 教育に関する「大綱」を市長が策定

第2節 7つの重点プロジェクト

1 7つの重点プロジェクトの設定

教育プランでは、これまで、教育目標を実現するために基本方針を柱とした教育施策・主要事業を体系化して推進し、教育行政の振興を図ってきました。

そして、これまで24の施策・138の主要事業を位置付け、毎年、1つ1つの主要事業を点検評価しながら、教育プランを進行管理してきました。

しかし、毎年、教育委員会の各課が主要事業を1つ1つ点検評価するだけでは、その結果も「こんな取組をした」「こんな形で取り組んでいく」というような個別の事業管理に終始してしまう一面があります。

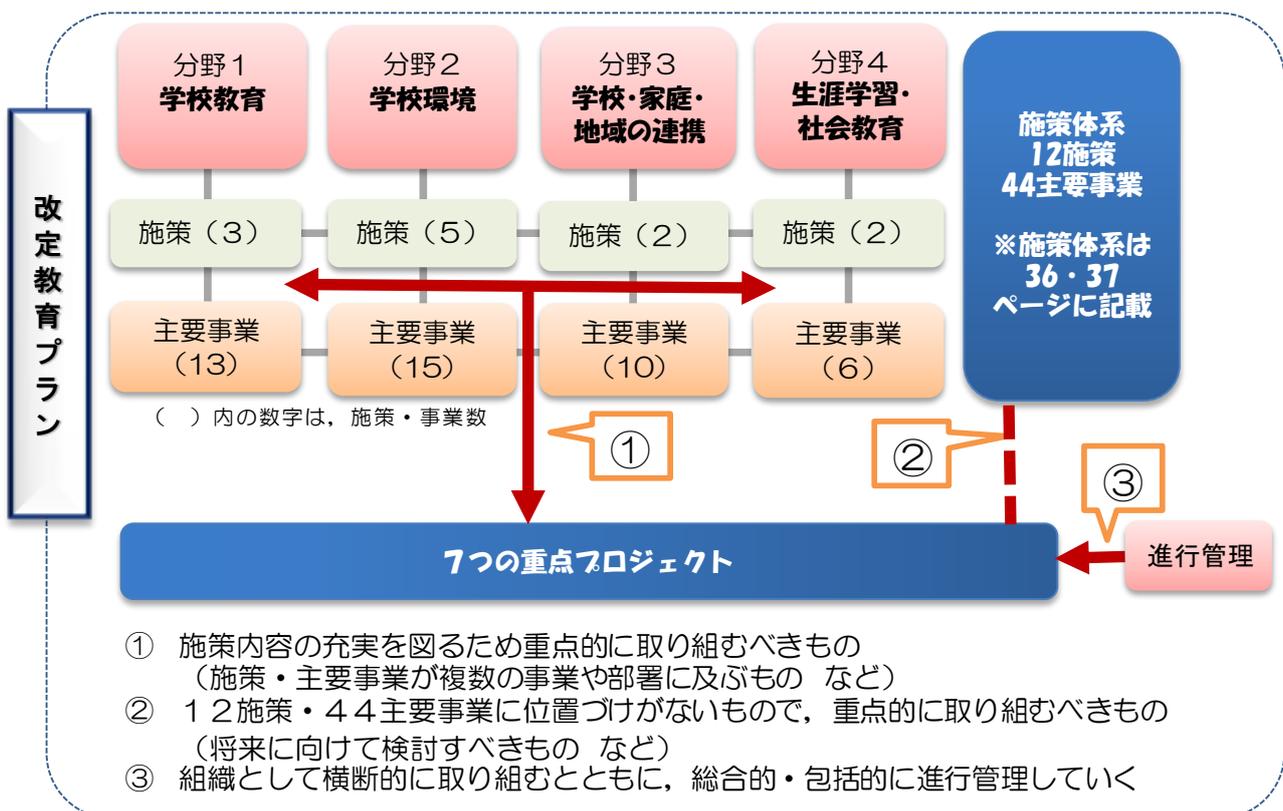
また、前節で掲げたように、今日の教育を取り巻く大きな社会の動向や背景、課題は、複雑多様化しています。これまでのように、1つ1つの主要事業を切り出して評価するだけでは、課題をきちんと捉えているのか、課題解決につながっているのか判然としないことがあります。

こうしたことから、今回の教育プランでは、教育委員会が、前節に掲げた現在の教育を取り巻く社会の大きな動向を的確に捉え、課題に対応できているのか進行管理し、これを明らかにするために、施策・主要事業とは別に、7つの重点プロジェクトを設定しました。

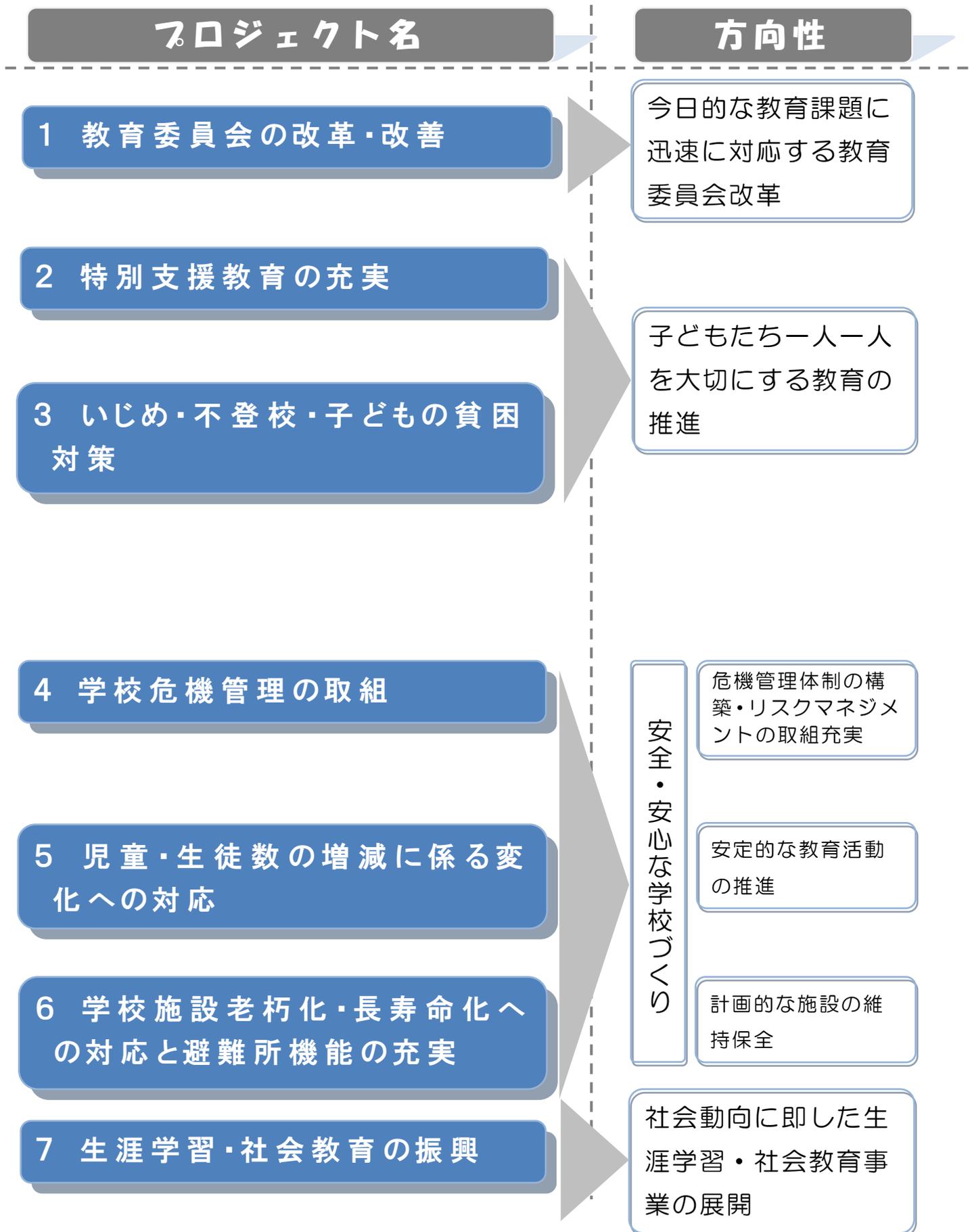
7つの重点プロジェクトは、施策・主要事業が複数に及ぶなど組織横断的にわたるもの、施策・主要事業に位置付けはないが組織全体の課題と捉えるものなど、教育委員会の複数の部署が連携して取り組むものを基本としています。

よって、施策体系に位置づけた施策や主要事業における取組とは別に、組織として横断的に、迅速かつ重点的に取り組み、総合的・包括的に進行管理していきます。

〈7つの重点プロジェクトの位置付け〉



7つの重点プロジェクト



※関連施策等は、「第4章 施策の展開」(33頁から)に記載しています。

関連施策等

調布市の教育を取り巻く動向との関係

※下記の項目については17~25頁に記載しています。

【プロジェクト1】

- 市長と連携した教育行政の推進
- 教育施策・事業を推進するための教育委員会の組織体制・運営の改革・改善

開かれた教育行政

【プロジェクト2】

- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策8 学校施設整備の推進
- 施策9 協働の学校づくり

【プロジェクト3】

- 施策1 豊かな心の育成
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 健やかな体の育成
- 施策5 教職員の資質・能力の向上
- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策9 協働の学校づくり
- 施策10 青少年の育成
- その他、市福祉健康部、子ども生活部等との連携の取組

子どもの安全・安心

【プロジェクト4】

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策9 協働の学校づくり
- その他、教育委員会・学校の危機管理、市総合防災安全課等との連携の取組

【プロジェクト5】

- 施策6 魅力ある学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進
- その他、教育委員会の教育人口推計等の取組

教育人口推計

【プロジェクト6】

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進

施設老朽化

【プロジェクト7】

- 施策11 学習機会の提供・学習活動の支援
- 施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

生涯学習・社会教育

2 7つの重点プロジェクトについて

1 教育委員会の改革・改善

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るなど教育委員会制度改革の趣旨を踏まえた取組を進めます。また、制度改正に合わせて、教育委員会のあるべき姿を描き、取組の改革・改善に努めます。

〈関連施策等〉

- 市長と連携した教育行政の推進
- 教育施策・事業を推進するための教育委員会の組織体制・運営の改革・改善

2 特別支援教育の充実

調布市特別支援教育全体計画を踏まえつつ、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加傾向を捉え、障害のある者と障害のない者が、可能な限り、同じ場でともに学びあう教育（インクルーシブ教育[※]）の実現を目指します。特別支援教育の推進に当たっては、的確な現状把握や学級・教室の計画的な整備、教員の指導力向上や巡回指導の充実、関係機関との連携など多様な課題を総合的に組織横断的に推進します。

〈関連施策等〉

- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策8 学校施設整備の推進
- 施策9 協働の学校づくり

3 いじめ・不登校・子どもの貧困対策

教育委員会、学校、家庭、地域、社会教育施設などの機関が連携して、いじめ・不登校などの課題について、実態把握や迅速な対応・体制強化に継続して取り組み、未然防止や問題解決を図ります。また、徳・知・体の調和のとれた成長を促し、社会を生き抜く力を育むことにより、子どもの貧困対策に継続的に取り組むことで、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

〈関連施策等〉

- 施策1 豊かな心の育成
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 健やかな体の育成
- 施策5 教職員の資質・能力の向上
- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策9 協働の学校づくり
- 施策10 青少年の育成
- その他 市福祉健康部、子ども生活部等との連携の取組

4 学校危機管理の取組

防災・防犯・疫病・放射能対策など、学校における児童・生徒の危機管理については、これまで調布市で発生した学校施設のシックハウス※問題、食物アレルギーによる事故などの事案を教訓に、学校と教育委員会が一体となり、関係機関と連携した対策・体制を充実させるとともに、家庭や地域の方々にもご協力をいただきながら、迅速かつ適切に取り組みます。

〈関連施策等〉

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策9 協働の学校づくり
- その他 教育委員会・学校の危機管理，市総合防災安全課等との連携の取組

5 児童・生徒数の増減に係る変化への対応

児童・生徒数の適切な把握は、各学校の学級数・学校規模，学区域，施設整備など地域コミュニティや財政需要とも関わる重要な課題です。よって，市内宅地開発等の動向や文部科学省が示す1学級当たりの児童生徒数の基準など，さまざまな増減要因を慎重に調査しつつ，適切な学級・学校規模を想定した対策や計画的な施設整備に取り組みます。

〈関連施策等〉

- 施策6 魅力ある学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進
- その他 教育委員会の教育人口推計等の取組

6 学校施設老朽化・長寿命化への対応と避難所機能の充実

市の学校施設は8割が築30年を経過しており，老朽化しています。施設の建替えは財政的な負担が大きいことから，教育環境の変化や地域の実情なども踏まえつつ，建物の長寿命化の選択肢も視野に入れながら，計画的な整備に努めます。また東日本大震災以降，学校における避難所機能の充実が一層求められており，その充実を図ります。

〈関連施策等〉

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進

7 生涯学習・社会教育の振興

国の第2期教育振興基本計画では，今後の教育行政の4つの基本的方向性として，社会を生き抜く力の養成，未来への飛躍を実現する人材の養成，学びのセーフティネット※の構築，絆づくりと活力あるコミュニティの形成を掲げています。このような今日的・社会的な動向を踏まえ，市の生涯学習・社会教育について，事業展開や施設整備，体制などのあり方についての見直しを検討します。

〈関連施策等〉

- 施策11 学習機会の提供・学習活動の支援
- 施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

